

平成29年第4回定例市議会追加提出議案

(予 算 案 を 除 く 。)

(1 2 月 8 日 提 出)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案) 6 3	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	1

このほかの提出議案

議案番号

- 6 4 平成29年度藤井寺市一般会計補正予算（第5号）について
- 6 5 平成29年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 6 6 平成29年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 6 7 平成29年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 6 8 平成29年度藤井寺市病院事業特別会計補正予算（第2号）について
- 6 9 平成29年度藤井寺市水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第 63 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 8 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

国においては、平成 29 年 8 月 8 日付けの人事院勧告を受け、平成 29 年 11 月 17 日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が国会に提出された。本市においても、本勧告及び近隣都市における均衡や情勢に鑑み、一般職の職員の給料月額、勤勉手当等の給与及び特定任期付職員の給与の改定を行うものである。

藤井寺市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第12条の5第1項中「413, 800円」を「414, 300円」に改める。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の等級が1等級であるもの(以下「医(1)1等級職員」という。)に対しては、支給しない。

第14条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」を「扶養親族たる配偶者、父母等」に改め、「及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員」を削り、「行特1等級職員等」を「行特1等級職員」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「扶養親族」の次に「(医(1)1等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」を、「ある場合」の次に「、医(1)1等級職員から医(1)1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合」を加え、同項第1号中「場合」の次に「(医(1)1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」を加え、同項第2号中「を除く」を「及び医(1)1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く」に改め、同条第2項中「職員となった者に扶養親族」の次に「(医(1)1等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」を、「なった日」の次に「、医(1)1等級職員から医(1)1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)1等級職員以外の職員となった日」を、「職員に扶養親族」の次に「(医(1)1等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「前項」を「同項」に改め、「死亡した日」の次に「、医(1)1等級職員以外の職員から医(1)1等級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)1等級職員となった日」を、「職員の扶養親族」の次に「(医(1)1等級職員にあ

っては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、同条第3項各号列記以外の部分中「第1号」の次に「又は第3号」を加え、同項第2号中「職員の扶養親族」の次に「(医(1)1等級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、同項第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある医(1)1等級職員が医(1)1等級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行特1等級職員が行特1等級職員及び医(1)1等級職員以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で医(1)1等級職員以外のものが医(1)1等級職員となった場合

第15条第3項に次の2号を加える。

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行特1等級職員及び医(1)1等級職員以外のものが行特1等級職員となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第25条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の85」の次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の40」の次に「、12月に支給する場合には100分の45」を加える。

附則第15項中「100分の1.2」を「、6月に支給する場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425」に、「にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の80」を「には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85、12月に支給するときは100分の95」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	407,700	362,300	318,500	288,000	262,000	228,900	192,700	142,600
	2	410,100	364,900	320,700	290,200	263,900	230,500	194,500	143,700
	3	412,600	367,400	323,000	292,500	265,700	232,000	196,300	144,900
	4	415,000	370,000	325,200	294,600	267,800	233,600	198,100	146,000
	5	416,900	371,900	327,400	296,600	269,600	235,100	199,700	147,100
	6	419,200	374,400	329,400	298,900	271,500	236,800	201,500	148,200
	7	421,300	376,700	331,600	301,200	273,400	238,300	203,300	149,300
	8	423,500	379,200	333,800	303,400	275,500	239,900	205,100	150,400
	9	425,500	381,700	335,800	305,400	277,600	241,200	206,800	151,500
	10	427,600	384,400	338,000	307,700	279,600	242,700	208,600	152,900
	11	429,700	387,000	340,000	309,900	281,700	244,300	210,400	154,200
	12	431,800	389,700	342,200	312,200	283,700	245,700	212,200	155,500
	13	433,500	392,100	344,000	314,300	285,700	247,200	213,600	156,800
	14	435,300	394,400	346,000	316,400	287,800	248,700	215,400	158,300
	15	437,300	396,600	348,100	318,600	289,800	250,000	217,100	159,800
	16	439,300	399,000	350,100	320,700	291,800	251,400	218,900	161,400
	17	441,200	400,800	351,800	322,700	293,700	252,900	220,600	162,700
	18	443,000	402,800	353,800	324,700	295,700	254,600	222,300	164,200
	19	444,800	404,700	355,600	326,700	297,800	256,300	223,900	165,700
	20	446,500	406,500	357,500	328,700	299,800	258,100	225,500	167,200
	21	448,300	408,400	359,500	330,500	301,800	259,700	227,000	168,600
	22	449,800	410,200	361,400	332,600	303,900	261,500	228,700	171,300
	23	451,200	412,000	363,400	334,600	305,900	263,200	230,300	173,900
	24	452,700	413,900	365,300	336,700	308,000	264,900	231,900	176,500
	25	454,100	415,700	367,300	338,100	309,700	266,900	233,100	179,200

26	455,400	417,200	369,200	340,000	311,800	268,800	234,600	180,900
27	456,700	418,700	371,200	341,900	313,800	270,600	236,000	182,600
28	457,900	420,300	373,200	343,800	315,800	272,400	237,300	184,300
29	458,900	421,900	374,700	345,500	317,600	274,100	238,600	185,800
30	459,600	423,200	376,500	347,400	319,600	276,000	239,800	187,600
31	460,400	424,500	378,300	349,300	321,700	277,900	240,800	189,400
32	461,100	425,700	379,900	351,100	323,800	279,600	242,000	191,100
33	461,800	426,900	381,700	353,000	325,100	281,200	243,300	192,700
34	462,600	428,200	383,100	354,800	327,100	283,100	244,500	194,200
35	463,300	429,500	384,600	356,600	329,000	284,900	245,700	195,700
36	463,900	430,700	386,200	358,300	331,100	286,800	247,000	197,200
37	464,400	431,900	387,600	359,700	333,000	288,400	247,900	198,500
38	465,000	432,700	388,800	361,000	334,900	290,100	249,300	199,800
39	465,600	433,500	390,000	362,400	336,900	291,900	250,700	201,100
40	466,200	434,300	391,100	363,800	338,800	293,700	252,200	202,400
41	466,700	434,900	392,200	365,100	340,700	295,300	253,600	203,700
42	467,200	435,600	393,400	366,000	342,600	297,000	255,000	205,000
43	467,600	436,300	394,600	367,100	344,400	298,500	256,400	206,300
44	467,900	437,000	395,700	368,200	346,300	300,100	257,700	207,600
45	468,200	437,800	396,400	369,000	347,800	301,700	258,900	208,800
46		438,600	397,100	369,900	349,200	303,400	260,200	210,100
47		439,000	397,800	370,800	350,700	305,000	261,600	211,400
48		439,700	398,500	371,700	352,200	306,700	262,900	212,700
49		440,200	399,100	372,600	353,800	307,700	264,100	213,800
50		440,600	399,700	373,400	354,600	309,200	265,200	214,900
51		441,000	400,200	374,200	355,800	310,700	266,500	215,900
52		441,400	400,600	375,000	356,800	312,300	267,800	217,000
53		441,800	401,000	375,700	357,700	313,900	268,800	218,100
54		442,200	401,300	376,400	358,800	315,500	269,900	219,100
55		442,600	401,600	377,100	359,700	317,100	271,200	220,000
56		442,900	401,900	377,800	360,800	318,600	272,500	221,000
57		443,200	402,200	378,300	361,700	320,100	273,500	221,500
58		443,600	402,500	378,900	362,400	321,300	274,500	222,400

59	443,900	402,800	379,500	363,100	322,500	275,400	223,200
60	444,200	403,100	380,200	363,800	323,700	276,500	224,100
61	444,500	403,400	380,600	364,200	324,400	277,600	224,800
62		403,700	381,300	364,800	325,300	278,600	225,800
63		404,000	381,900	365,500	326,100	279,500	226,600
64		404,300	382,500	366,200	326,900	280,500	227,500
65		404,600	382,900	366,500	327,800	281,100	228,200
66		404,900	383,500	367,200	328,200	282,000	229,000
67		405,200	384,100	367,900	328,900	282,700	229,900
68		405,500	384,700	368,600	329,700	283,600	231,000
69		405,700	385,100	368,900	330,500	284,600	231,700
70		406,000	385,600	369,500	331,200	285,400	232,400
71		406,300	386,100	370,200	331,900	286,200	233,000
72		406,600	386,700	370,800	332,600	287,000	233,800
73		406,800	387,000	371,100	333,100	287,800	234,600
74		407,100	387,400	371,700	333,700	288,300	235,300
75		407,400	387,800	372,400	334,200	288,700	236,000
76		407,600	388,200	373,000	334,800	289,200	236,600
77		407,800	388,500	373,400	335,100	289,300	237,300
78		408,100	388,800	373,900	335,600	289,700	238,100
79		408,400	389,100	374,500	336,000	289,900	238,900
80		408,600	389,400	375,000	336,500	290,300	239,600
81		408,800	389,600	375,500	336,900	290,500	240,200
82		409,100	389,900	376,100	337,400	290,700	240,900
83		409,400	390,200	376,600	337,900	291,100	241,600
84		409,600	390,400	376,900	338,400	291,400	242,300
85		409,800	390,600	377,300	338,700	291,700	242,900
86			390,900	377,800	339,100	292,000	243,600
87			391,200	378,200	339,600	292,300	244,300
88			391,400	378,600	340,000	292,700	245,000
89			391,600	379,000	340,300	293,000	245,600
90			391,900	379,500	340,700	293,400	246,100
91			392,200	379,900	341,200	293,700	246,400

92		392, 400	380, 300	341, 600	294, 100	246, 800
93		392, 600	380, 600	341, 800	294, 200	247, 100
94				342, 200	294, 400	
95				342, 700	294, 800	
96				343, 100	295, 200	
97				343, 200	295, 400	
98				343, 700	295, 700	
99				344, 100	296, 100	
100				344, 400	296, 500	
101				344, 700	296, 700	
102				345, 100	297, 000	
103				345, 500	297, 400	
104				345, 900	297, 700	
105				346, 400	297, 900	
106				346, 800	298, 200	
107				347, 200	298, 600	
108				347, 600	298, 900	
109				348, 100	299, 100	
110				348, 500	299, 500	
111				348, 800	299, 900	
112				349, 100	300, 200	
113				349, 600	300, 300	
114					300, 600	
115					300, 900	
116					301, 300	
117					301, 500	
118					301, 700	
119					302, 000	
120					302, 300	
121					302, 700	
122					302, 900	
123					303, 200	
124					303, 500	

	125							303,800	
再 任 用 職 員		389,500	356,400	314,700	289,300	274,200	254,800	214,800	187,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の 等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外 の職員	1	471,100	396,700	246,400
	2	473,400	399,600	248,900
	3	475,600	402,500	251,400
	4	477,900	405,300	253,900
	5	480,200	408,000	256,200
	6	482,400	410,700	260,000
	7	484,600	413,500	263,800
	8	486,800	416,200	267,600
	9	488,800	418,600	271,200
	10	490,900	421,300	275,200
	11	493,000	423,900	279,200
	12	495,100	426,600	283,200
	13	497,200	429,000	287,000
	14	499,300	431,500	291,000
	15	501,400	433,900	294,900
	16	503,500	436,400	298,800
	17	505,600	438,500	302,600
	18	507,600	440,900	306,200

19	509,600	443,200	309,700
20	511,600	445,600	313,300
21	513,400	447,200	316,900
22	515,200	449,600	320,600
23	517,100	452,000	324,100
24	519,000	454,300	327,600
25	520,700	456,300	331,100
26	522,500	458,600	333,900
27	524,300	460,800	336,500
28	526,100	463,100	339,100
29	527,800	465,300	343,400
30	529,600	467,600	346,700
31	531,400	469,900	349,800
32	533,200	472,100	352,900
33	534,800	474,100	355,700
34	536,600	476,200	358,600
35	538,300	478,300	361,700
36	540,100	480,400	364,900
37	541,700	482,500	367,900
38	543,300	484,300	371,500
39	544,700	486,100	374,700
40	546,300	487,900	378,400
41	547,800	489,600	382,000
42	549,200	491,400	384,700
43	550,600	493,200	387,500
44	551,900	495,000	390,200
45	553,100	496,600	393,100
46	554,100	498,300	395,700
47	555,100	500,100	398,300
48	556,100	501,900	400,700
49	557,100	503,500	402,900
50	558,000	504,800	405,200
51	558,900	506,100	407,400

52	559,800	507,400	409,700
53	560,600	508,500	412,000
54	561,500	509,800	414,100
55	562,400	511,100	416,100
56	563,300	512,400	418,200
57	564,200	513,400	420,200
58	565,100	514,200	422,100
59	566,000	515,000	423,900
60	566,700	515,800	425,900
61	567,600	516,700	427,800
62	568,500	517,500	429,800
63	569,400	518,400	431,800
64	570,300	519,200	433,800
65	571,200	520,100	435,600
66		521,000	437,400
67		521,700	439,100
68		522,600	440,900
69		523,500	442,800
70		524,300	444,600
71		525,200	446,400
72		526,100	448,100
73		526,900	449,900
74		527,800	451,600
75		528,700	453,400
76		529,400	455,200
77		530,200	457,100
78		531,100	458,300
79		532,000	459,500
80		532,900	460,700
81		533,700	461,900
82		534,600	462,900
83		535,500	463,900
84		536,400	464,900

	85	537,200	465,700
	86	538,100	466,400
	87	539,000	467,100
	88	539,900	467,800
	89	540,700	468,500
	90		469,200
	91		469,900
	92		470,600
	93		470,900
	94		471,600
	95		472,300
	96		473,000
	97		473,400
	98		474,000
	99		474,700
	100		475,400
	101		475,800
	102		476,400
	103		477,000
	104		477,500
	105		478,100
	106		478,600
	107		479,100
	108		479,600
	109		480,000
	110		480,600
	111		481,000
	112		481,500
	113		482,000
	114		482,600
	115		483,200
	116		483,600
	117		484,100

	118			484,700
	119			485,300
	120			485,900
	121			486,400
再任用職員		465,600	392,600	338,200

備考 この表は、病院に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	326,300	267,200	220,900	152,900
	2	328,300	269,000	222,500	154,700
	3	330,500	270,800	224,100	156,400
	4	332,700	272,600	225,700	158,100
	5	334,600	274,400	227,100	159,800
	6	336,800	276,200	228,700	161,500
	7	338,800	278,000	230,200	163,200
	8	341,000	279,700	231,800	165,000
	9	342,800	281,500	233,000	166,500
	10	344,900	283,400	234,500	168,400
	11	347,100	285,300	235,900	170,400
	12	349,200	287,100	237,100	172,300
	13	350,700	289,000	238,800	174,200
	14	352,700	290,800	240,200	176,100
	15	354,600	292,600	241,400	177,900
	16	356,600	294,500	242,800	179,800
	17	358,500	296,200	243,800	185,400
	18	360,500	297,900	245,000	187,000
	19	362,500	299,700	246,200	188,600
	20	364,500	301,500	247,400	190,200
	21	366,300	302,900	248,800	191,700

22	368,300	304,600	249,800	193,300
23	370,400	306,100	250,800	194,900
24	372,500	307,700	251,900	196,400
25	373,900	309,400	253,100	198,000
26	375,700	311,100	254,500	199,700
27	377,500	312,700	255,900	201,300
28	379,200	314,400	257,400	203,000
29	381,000	315,400	258,800	204,600
30	382,500	316,800	260,500	206,200
31	384,100	318,300	262,200	207,800
32	385,800	319,900	263,800	209,400
33	387,100	321,300	265,300	210,900
34	388,400	322,600	267,100	212,500
35	389,700	323,800	268,800	214,200
36	390,900	325,100	270,500	215,900
37	392,000	326,200	272,000	217,200
38	393,200	327,200	273,700	218,700
39	394,300	328,300	275,400	220,100
40	395,400	329,300	277,000	221,600
41	396,200	335,400	278,600	223,000
42	397,000	337,200	280,200	224,400
43	397,800	338,900	281,900	225,700
44	398,600	340,700	283,600	227,000
45	399,000	342,400	285,100	228,400
46	399,600	344,200	286,800	229,800
47	400,100	346,100	288,500	231,300
48	400,500	347,900	290,100	232,700
49	400,900	349,700	291,400	233,900
50	401,200	351,400	293,000	235,200
51	401,500	353,000	294,300	236,200
52	401,800	354,700	295,900	237,500
53	402,100	355,900	297,200	238,900
54	402,400	357,000	298,700	240,200

55	402,700	358,200	300,100	241,300
56	403,000	359,400	301,600	242,600
57	403,300	360,600	302,700	243,900
58	403,600	361,400	303,900	245,100
59	403,900	362,600	305,100	246,300
60	404,300	363,700	306,500	247,400
61	404,500	364,700	307,800	248,500
62	404,800	365,700	309,000	249,900
63	405,100	366,700	310,300	251,400
64	405,400	367,700	311,500	252,800
65	405,600	368,500	312,900	254,400
66		369,300	313,700	255,800
67		370,200	314,500	257,200
68		371,100	315,300	258,500
69		371,600	315,900	259,600
70		372,400	316,600	261,000
71		373,200	317,300	262,400
72		374,000	317,900	263,700
73		374,400	318,600	264,600
74		375,100	318,800	265,900
75		375,800	319,400	267,200
76		376,500	320,000	268,500
77		376,900	320,600	269,400
78		377,500	321,100	270,600
79		378,200	321,600	271,900
80		378,800	343,800	273,200
81		379,200	344,100	274,100
82		379,700	344,400	275,200
83		380,200	344,800	276,100
84		380,700	345,100	277,200
85		381,300	345,600	278,200
86		381,800	345,900	279,200
87		382,400	346,200	280,300

88	383,000	346,500	281,400
89	383,500	346,900	282,100
90	384,000	347,200	282,800
91	384,500	347,600	283,300
92	385,000	347,900	284,100
93	385,300	348,300	284,900
94	385,800	348,600	285,500
95	386,200	348,900	286,100
96	386,600	349,200	286,700
97	387,000	349,500	287,400
98		349,900	287,900
99		350,300	288,300
100		350,700	288,700
101		351,200	288,900
102		351,600	289,100
103		352,000	289,300
104		352,400	289,500
105		352,900	289,900
106			290,100
107			290,300
108			290,500
109			290,900
110			291,100
111			291,300
112			291,600
113			292,000
114			292,300
115			292,500
116			292,800
117			293,100
118			293,300
119			293,500
120			293,800

	121				294,100
再任用職員		326,300	267,200	220,900	152,900

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他職員で規則に定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	329,500	285,000	237,200	161,300
	2	331,600	286,800	239,000	162,700
	3	333,600	288,600	240,800	164,200
	4	335,800	290,500	242,600	165,600
	5	337,800	292,300	244,000	167,100
	6	339,900	294,100	245,300	168,600
	7	342,100	296,000	246,500	170,100
	8	344,200	297,800	247,800	171,600
	9	345,700	299,700	248,800	172,900
	10	347,700	301,600	249,900	174,600
	11	349,600	303,400	250,800	176,200
	12	351,600	305,300	251,700	177,700
	13	353,600	306,900	253,000	179,200
	14	355,700	308,500	254,100	181,200
	15	357,800	310,300	254,900	183,200
	16	359,800	312,100	255,900	185,200
	17	361,800	313,900	256,600	188,800
	18	363,800	315,500	257,500	190,900
	19	365,900	317,200	258,500	193,000

20	368,000	318,900	259,400	195,000
21	369,700	320,300	260,300	197,100
22	371,800	321,800	261,300	199,400
23	373,900	323,300	262,200	201,700
24	375,900	324,800	263,200	204,000
25	377,900	326,300	264,400	206,400
26	379,500	327,700	265,700	207,800
27	381,400	329,200	266,900	209,200
28	383,300	330,800	268,100	210,500
29	385,100	332,000	269,300	211,900
30	386,800	333,500	270,800	213,400
31	388,700	334,900	272,400	214,900
32	390,500	336,400	273,800	216,100
33	392,200	338,000	275,400	217,500
34	393,900	339,500	276,900	219,000
35	395,700	341,100	278,200	220,500
36	397,400	342,600	279,500	222,000
37	399,000	344,300	281,100	223,400
38	400,700	345,900	282,500	225,100
39	402,500	347,400	284,000	226,800
40	404,300	349,000	285,400	228,500
41	405,800	350,200	286,900	229,900
42	407,300	351,700	288,400	231,600
43	408,800	353,200	289,900	233,300
44	410,100	354,600	291,500	235,000
45	411,200	356,200	292,800	236,600
46	412,300	357,200	294,200	238,000
47	413,400	358,700	295,700	239,300
48	414,600	360,000	297,200	240,400
49	415,900	361,400	298,400	241,600
50	417,000	362,800	299,700	242,700
51	418,200	364,100	300,900	243,600
52	419,300	365,500	302,300	244,700

53	420,500	367,000	303,700	245,800
54	421,500	368,200	305,000	246,900
55	422,600	369,300	306,400	247,800
56	423,700	370,500	307,800	248,900
57	424,800	371,600	308,700	249,500
58	425,300	372,500	309,900	250,400
59	425,900	373,500	311,100	251,300
60	426,300	374,500	312,500	252,200
61	426,900	375,100	313,600	253,000
62	427,400	375,900	314,900	254,000
63	427,800	376,700	316,200	254,900
64	428,300	377,500	317,400	255,900
65	428,900	378,200	318,700	256,900
66	429,300	378,900	320,000	258,100
67	429,600	379,700	321,300	259,300
68	429,900	380,400	322,600	260,500
69	430,300	381,000	323,300	261,600
70		381,600	324,400	263,100
71		382,300	325,500	264,500
72		382,900	326,400	265,900
73		383,600	327,700	267,500
74		384,100	328,400	269,100
75		384,700	329,500	270,600
76		385,200	330,700	272,100
77		385,600	331,800	273,500
78		386,200	333,000	275,000
79		386,700	334,100	276,500
80		387,000	335,300	277,800
81		387,300	336,400	279,300
82		387,800	337,500	280,800
83		388,200	338,500	282,300
84		388,500	339,600	283,800
85		388,800	340,500	284,900

86	389,300	341,500	286,400
87	389,800	342,400	287,900
88	390,200	343,400	289,300
89	390,500	344,400	290,400
90	390,900	345,200	291,800
91	391,400	346,000	293,000
92	391,800	346,800	294,300
93	392,200	347,400	295,700
94		348,000	297,000
95		348,700	298,200
96		349,300	299,500
97		349,700	300,100
98		350,100	301,300
99		350,600	302,400
100		351,000	303,600
101		351,500	304,700
102		351,900	305,900
103		352,400	307,100
104		352,800	308,200
105		353,100	309,500
106		353,600	310,700
107		354,000	311,900
108		354,300	313,100
109		354,800	313,900
110		355,300	314,600
111		355,800	315,300
112		356,300	315,900
113		356,800	316,600
114		357,300	316,900
115		357,800	317,500
116		358,200	318,200
117		358,600	318,600
118		359,000	319,200

119	359,500	319,800
120	360,000	320,400
121	360,400	320,800
122	360,900	321,300
123	361,400	321,800
124	361,900	322,300
125	362,200	322,700
126		323,100
127		323,400
128		323,700
129		324,100
130		324,500
131		324,900
132		325,200
133		325,400
134		325,700
135		326,100
136		326,300
137		326,500
138		326,800
139		327,100
140		327,400
141		327,600
142		327,900
143		328,300
144		328,500
145		328,600
146		328,900
147		329,300
148		329,500
149		329,800
150		330,200
151		330,600

	152				331,000
	153				331,300
再 任 用 職 員		325,800	288,700	262,200	255,000

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「及び附則第12項第3号」を削り、「及び第24条の3」を「及び第24条の3第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第4項中「。附則第12項第3号において同じ。」を削る。

第25条第1項中「及び附則第12項第4号」を削り、同条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附則第12項の前の見出し及び同項から第15項までを削り、附則第16項を第12項とし、第17項から第19項までを4項ずつ繰り上げる。

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年藤井寺市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「及び次項」を「、次項及び第6項」に改め、「給与条例」という。）の次に「第14条第1項ただし書及び」を加え、「及び第4号」を「から第6号まで」に、「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を「扶養親族たる配偶者、父母等」に、「及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行特1等級職員等」という。）」を「以下「行特1等級職員」という。」に改め、「同条第1項中」の次に「「扶養親族（医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、医(1)1等級職員から医(1)1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、」を、「その旨を含む。）」との次に「、

同項第1号中「場合（医(1)1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」とを、「同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合至った場合」の次に「及び医(1)1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」を、「第1号に該当する場合を除く。）」の次に「と、同条第2項中「扶養親族（医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医(1)1等級職員から医(1)1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)1等級職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医(1)1等級職員以外の職員から医(1)1等級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)1等級職員となった日」とあるのは「死亡した日」を加え、「、第2号若しくは第5号」を「、第2号若しくは第7号」に改め、「第1項第3号」の次に「若しくは第4号」を、「これらの日が」との次に「、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」とを加え、「同項第3号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第14条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」を、「同項第2号中「扶養親族（医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」に改める。

附則第5項中「間は、第2条改正後給与条例」の次に「第14条第1項ただし書及び」を加え、「及び第4号」を「から第6号まで」に、「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」を「扶養親族たる配偶者、父母等」に、「及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行特1等級職員等」という。））」を「（以下「行特1等級職員」という。））」に、「同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」」を「同条第1項中「扶養親族（医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」がある場合、医(1)1等級職員から医(1)1等級職員以外の職員と

なった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（医(1)1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び医(1)1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医(1)1等級職員から医(1)1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)1等級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医(1)1等級職員以外の職員から医(1)1等級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)1等級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」に改める。

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

（平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第14条第1項ただし書並びに第15条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が特1等級であるもの（以下「行特1等級職員」という。））」とあるのは「が特1等級であるもの及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の等級が1等級であるもの（以下「行特1等級以上職員等」という。））」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」がある場合、医(1)1等級職員から医(1)1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、

父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（医(1)1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び医(1)1等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医(1)1等級職員から医(1)1等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)1等級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医(1)1等級職員以外の職員から医(1)1等級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)1等級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（医(1)1等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行特1等級職員が行特1等級職員及び医(1)1等級職員」とあるのは「行特1等級以上職員等が行特1等級以上職員等」と、同項第6号中「行特1等級職員及び医(1)1等級職員」とあるのは「行特1等級以上職員等」と、「が行特1等級職員」とあるのは「が行特1等級以上職員等」とする。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「372, 000」を「373, 000」に、「420, 000」を「421, 000」に改める。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には」を削り、「、12月に支給する場合には」を「」とあるのは「100分の162.5」と、「」に、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第24条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「100分の162.5」と、「」を「、12月に支給する

場合には」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条並びに附則第5項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定（次項において「改正後の平成28年改正条例」という。）及び第4条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の平成28年改正条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年藤井寺市条例第8号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第4項から第6項までの規定に基づいて支給された給与を含む。）、第3条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定に基づいて支給された給与を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給与を含む。）、改正後の平成28年改正条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給与を含む。）の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

- 5 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第7項を削る。